

第百五十六回国参議院財政金融委員会會議録第二十号

平成十五年七月十五日(火曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

七月十日

辞任

白浜 一良君

補欠選任

山本 保君

七月十一日

辞任

池口 修次君

補欠選任

勝木 健司君

山本 保君

七月十五日

辞任

西田 吉宏君

補欠選任

森元 恒雄君

若林 正俊君

野上浩太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田 稔君

入澤 肇君

清水 達雄君

林 芳正君

田 より子君

浜田卓二郎君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

佐藤 泰三君

田村耕太郎君

中島 啓雄君

野上浩太郎君

溝手 顕正君

森元 恒雄君

森山 裕君

大塚 耕平君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

遠山 清彦君

池田 幹幸君

大門実紀史君

平野 達男君

大淵 網子君

椎名 素夫君

小泉純一郎君

竹中 平蔵君

上野 公成君

伊藤 達也君

石田 祐幸君

高木 祥吉君

藤原 隆君

内閣総理大臣

内閣総務大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

副大臣

内閣府副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

金融庁長官

金融庁総務企画局長

高木 祥吉君

藤原 隆君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法第一一九号)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、白浜一良君が委員を辞任され、その補欠として山本保君が選任されました。

また、去る十一日、池口修次君及び山本保君が委員を辞任され、その補欠として勝木健司君及び

遠山清彦君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

保険業法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁長官高木祥吉君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 前回に引き続き、保険業法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大塚耕平君 民主党の大塚でございます。おはようございます。

それでは、前回、竹中大臣に御答弁いただいた内容について、何点か追加の質問を提示させていただきます。それについて、御回答を冒頭お伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 去る七月八日の当委員会において、私が大塚耕平委員の質疑に対する答弁として報告した調査・検討結果に加え、追加的に検討を要するとされた論点について、コンプラ

イアンス対応室の専門家の先生方の御意見もちょうだいしながら改めて調査、検討を行いました。その結果は以下のとおりでございます。

第一に、行政手続法二条の二の不利益処分に関連する諸規定に照らした問題点いかんという点ですが、調査の結果、金融庁高木監督局長(当時、以下同)は、東京海上火災保険株式会社(以下「同社」と言う)に対し、同社の行為が極端な風評リ

スクの発生により市場に重大な影響を及ぼす可能性があること、その場合には、同社に対する保険業法第百三十二条、百三十三条に基づく不利益処分の適用の可能性のあることを検討していること等についての監督官庁としての認識を示し、同社の森副社長(当時、以下同)と議論したものと認められます。かかる高木局長の行為は、不利益処分そのもの、あるいは実際に不利益処分を行う過程における行為ではなく、その前段階における行政指導であつたものと評価するのが妥当であり、将来の不利益処分の可能性を示しながら行政指導することは、行政法的一般原則である比例原則との関係で合理的な場合もあるというのが一般的理解であるところ、本件はこれに該当すると思料されます。

したがって、不利益処分そのものを行っているわけではない以上、高木局長が、本件行為を行うに当たり、行政手続法第三章不利益処分に定める聴聞等の手続を取らなかったことは、行政手続法に違反するものではありません。

第二に、不利益処分に関する基準が明定、公開されていない中での当該行為の適法性いかんという点ですが、高木局長の本件行為は、ただいま申し上げたとおり行政手続法二条の不利益処分に該当しないので、同法十二条の処分基準との関係は問題になりません。

第三に、同社の商品認可に絡めた不当な行政行為の有無との点についてですが、去る七月十日の当委員会において大塚耕平委員から御指摘があつた商品「超保険」は、同社から平成十三年四月五日に申請がなされ、同年七月十三日に認可がなされております。他方、同委員御指摘の報道は、本件商品認可後約六か月経過した平成十四年一月のものであるので、販売延期を発表したときよりかなり以前に遅滞なく認可手続を終了しています。

商品認可後は、金融庁が個別商品の販売時期等について指導する立場にはなく、本件においてもそのような事実は認められませんでした。

したがって、本件の遅延販売は、ひとえに会社の経営戦略により決せられたものであって、そこに不当な行政行為の介入は認定されませんでした。

第四に、国家公務員法の観点から見た問題点いかにという点ですが、大塚耕平委員から御指摘のあった国家公務員法九十九条の信用失墜行為の禁止及び同法百条の守秘義務との関係について検討いたしました。

まず、同法九十九条の信用失墜行為の禁止との関係ですが、信用失墜行為とは、法令違反となる行為のほか、職務執行中の暴言などがこれに当たると解されております。高木局長の行為には行政手続法に抵触するような違法性は認められないことは既に報告しているとおりです。また、ヒアリングの結果、高木局長と同社の森副社長の会談において、高木局長による暴言の事実はなく、両者間で淡々と議論が交わされていたことが認められ、森副社長も恫喝、強要を受けていたといった認識は受けなかったとしております。かかる事実関係を前提とすれば、高木局長の行為は同法九十九条の信用失墜行為には当たらないと史料されます。

次に、国家公務員法百条の守秘義務との関係についてですが、同条は、国家公務員は、国家公務員の地位にあるがゆえに職務上知り得た秘密を漏らすはならない旨規定しています。ここで言う「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、それを漏らすことにより特定の法益を侵害するものと解されております。

本件メモは、当日のやり取りが必ずしも正確に表現されたものではなく、本件会談において、高木局長が森副社長に対し、個別の会社名にまで言及したかについては十分に確認が取れたわけではありませんが、仮に、高木局長が本件メモに記載されているような発言があったとして、これが秘

密を漏らした行為と言えるかにつき検討いたしました。本件メモの記載を見る限り、高木局長が個別の会社の財務状況等に関する資料等を森副社長に提示して述べた事実は認められず、ヒアリングにおいても、高木局長は、保険業法に基づく法律の議論の中で、当時の新聞報道等による周知の事実を踏まえつつ、同社の行為の結果、極端な風評リスクが発生した場合の仮定的な推論の結果を示したにすぎず、高木局長の発言は秘密の漏洩には該当しないと史料されます。

したがって、本件メモ記載の高木局長の発言は、同条の守秘義務に違反するものではありません。第五に、国家公務員が個別企業の名前、業績等に関する発言を行う場合の証券取引法上の問題点いかにという点ですが、高木局長による本件行為について、証券取引法上問題となり得るとすれば、百五十八条の風説の流布に該当し得るかという点であり、同条は、有価証券の募集、(中略)のため、又は有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布してはならないと規定するが、高木局長は、有価証券の募集等や有価証券の相場の変動を図る目的をもって本件行為をしたものではないことは明らかであることから、同条の要件を充足しないと史料されます。

したがって、高木局長の本件行為に証券取引法上問題となることはありません。

第六に、民商法上の企業の責任、株主に対する責任等と行政の裁量権、業法上の権限との境界点いかにという点ですが、仮に、経営統合の合意を短期間のうちに撤回するという同社の一連の行為が市場に重大な影響を及ぼすこととなり、かかる行為が同社における調査の不十分性に起因しているとするれば、同社の行為が保険業法百三十三条に規定する「公益を害する行為」に該当すると認定し得ることは既に御報告したとおりです。

そして、同社の本件行為が「公益を害する行為」に該当する可能性があるかと判断される場合、金融庁として、同社に対し、そのような事態を招致しないよう行政指導を行うことは認めされるところ

ろ、仮に同社が当該行政指導を行い、同社が当該行政指導を行い、統合撤回を思いとどまった結果、同社の株主等に損害を与えたとしても、それは同社の判断の誤りに起因するものであって、このことについて経営者が責めを負うのは当然のことであり、この場合に、金融庁としては、経営者に対する責任追及の可能性を勘案して行政指導の是非を判断する必要はなく、また、すべきではないと史料されます。

したがって、高木局長の本件行為に、第六の論点の観点から、法令に照らして問題となることはありません。

最後に、第七の行政官の国会答弁の適法性いかに、虚偽答弁の適否という点ですが、去る七月十日の当委員会において大塚耕平委員より御指摘のあった平成十四年二月二十六日の衆議院予算委員会において、金融庁森長官(当時、以下同じ)は、私自身、東京海上の社長等々を呼んで本件について話したことは一切ございません。それは経営判断の問題でございますので、それに対し我々が異を唱えるということもございませんと答弁しておりますが、森長官自身が東京海上の社長等を金融庁に呼んで応じた事実はなく、また、金融庁は、同社の個別の生命保険会社との統合の問題に関して、最終的に同社の任意の経営判断を尊重するという点では一貫していたことから、上記森長官の国会答弁には虚偽があるものと認められません。

ただいま申し述べましたとおり、追加的に検討を要するとされた論点について再度検討いたしました。当時の高木局長及び森長官の行為に法令に抵触するような事実は認められませんでした。

以上でございます。

○大塚耕平君 前回の御答弁、そして今日の御答弁と大変重要な内容が一杯含んでおりまして、もうこれは今日限られた時間でもちろん討議し尽くせるものではないと思いますので、今国会中あるいは次の国会にもまたがって恐らく様々な場面で議論をさせていただく必要があると思っております。

す。これはもう行政法あるいは行政手続法の学界関係者やあるいは実務関係者にとつては、今回の御答弁、そして前回の御答弁、これをこのまま、はい、そうですねというふうに入力してしまふと大変な問題が起きますので、是非今後も議論を尽くさせていただきたいと思っておりますが、大臣、今回御回答いただくに当たって、これ法制局には御相談されましたか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今回の問題、今日の先ほど読み上げていただきました報告書に関しては、特にその必要性を感じておりませんので法制局には問い合わせはしておりません。

○大塚耕平君 いずれ法制局の見解も問わなければならないと思います。

今日御回答いただいた中で、第一点の段落の中で述べられております、中ほどにありますが、具体的に「前段階における行政指導」とは、具体的にその当時何を想定していたのでしょうか。これは高木長官にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。

これは前も御説明申し上げて大変恐縮でございますが、保険業法の議論をしていただくわけでございますが、その保険業法の百三十二条とか百三十三条に照らして問題となる可能性があり得るということで、法律に基づいた議論でございますね、それをいろいろいたしたということでございます。もちろん事実関係を一番よく承知しておりますのは金融機関でございますから、当該金融機関と事実関係とか法令解釈等についていろいろ議論したということでございます。

○大塚耕平君 具体的に、百三十二、百三十三を根拠に、つまり、合併を予定しておりますかどうか、統合を予定しておりますかどうかというように、つまり行政指導をされようと思ったわけですよ。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。

今も申し上げましたように、これはこの前も申

し上げたんですが、前回、十三年十一月に一定の公表があるわけです。それと、その次にまた新たな決定がなされようという議論があつたわけですね。そういう意思決定について、前回の調査報告書もございませうけれども、大臣の御報告書にもございませうけれども、そういう調査が十分であつたかどうか、保険のプロとしてです、そういうことを含めて議論をしていた。それは、法律上、百三十二、百三十三条に該当する可能性があると議論をしていたということでございます。

○大塚耕平君 時間が短いので、是非、これは本当に金融機関のみならず、役所の監督下にある様々な業界の皆さんがもう本当に耳目を集めて長官の答弁を聞いていますので端的にお答えいただきたいんですが、統合を発表して統合を撤回するかもしれないという事態になつたので行政指導をお考えになられたわけですから、予定どおり統合したらどうかということが念頭にあつたわけですね。イエスかノーかでお答えください。

○政府参考人(高木祥吉君) 大変恐縮でございますが、今申し上げたように、法律に基づく議論をした。それで、大臣の御調査では、コンプライアンスの専門家を入れた御議論では、それが事前の行政指導に当たるといふ御認定をいただいているというふうに思います。

○大塚耕平君 大変法律にたけた官僚の皆さんでありますので、なぜお答えになれないかというところ、私なりにもおもんばかると、行政手続法の第三十三条、第三十四条には行政指導の具体的内容が限定列挙されているんですね。行政指導というのは、申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導、あるいは許可等を有する行政機関が、その許可等、求められた許可等に対して行政指導をすることしか書いていないんですよ、法律に。

つまり、合併認可を申請する気がない企業に対して、合併認可を申請しないという行政指導はやつていいとは法律にはどこにも書いていないんですよ。法律違反じゃないですか。

すぐ答えられないんだつたら、時計止めてください。

○政府参考人(高木祥吉君) ちょっと正確なお答えになつていないかも知れませんが、ここで議論になつておりますのは、その意思決定が、一連の東京海上が意思決定をしているわけですが、その意思決定の仕方がしっかりしたコンプライアンスの下で、法律に基づいたきちとした法令遵守等の下で行われているかどうかという議論をしたわけでございます。

○大塚耕平君 先日は私、百歩譲つて、不利益処分を要求、やるというふうにはつきり言つたわけではない、しかもやらなかった、その前段階の行政指導だから云々かんぬんという議論を、百歩譲つて受け入れて質疑をさせていただいたわけですよ。

しかし、行政指導とはいかなるものかというのは三十三条と三十四条に書いてあるじゃないですか。それは、申請や認可をしてきたことに対して、その内容を変更することを行政指導していいよと書いてあるんですよ、合併認可をする気がない金融機関に対して、合併しない、認可を申請しないという行政指導をしていいとはどこにも書いていないんですよ。ちゃんと答えてください。

○政府参考人(高木祥吉君) 繰り返して恐縮でございますが、合併をしないとか申請をしないという議論をしたわけではないと思つております。

○大塚耕平君 私は、論理的に今法律論を展開しているつもりでありますので、今の長官の御答弁では、なるほどというふうには思えませんので、あの答弁では納得できませんから、ちょっと理事の皆さんも、私、法律論をしているわけですから、三十三条、三十四条に書いていないことを行政指導だとか前回も言い張つたわけで、今日もそう言い張つておられるわけですから、変ですよ。ちよつと、時計を止めて理事の皆さんで審議してください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 法律論ということ、

ちよつと法律の専門家でもございせんけれども、私の理解では、その報告書を書かせていただいたときの理解では、今、委員が言われた三十三条というのは、申請に関連する行政指導について、こうだというふうに書いています。行政指導そのものについては第二条の方にむしろ広範な規定がありまして、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」。その意味では、確かに委員言われたような、申請に関してはそれとおりなんでありまして、行政指導そのものはもう少し広い範囲を含むというのが、これが一般的な解釈であると認識しております。

○大塚耕平君 いや、大臣、経済の専門家ですけれども法律の専門家じゃないんだから、一般的理解だなんてここで簡単に言つちゃ駄目ですよ。ここで言う二条の作為というのは、申請したりあるいは認可を求めた、その内容を行政指導に基づいて変更するとか作爲のことを言っているんですよ。法制局に聞いてきてくださいよ、じゃ、この場で大臣が答弁する問題でもないような気がしますし、間違つた答弁をしたら大変ですよ、これは。ちよつと、時計止めてください。どんどんどんどん進んじやつていて。

いや、私は今日、理不尽に止める気は全然ないです。しかし、法律論として、三十三条、三十四条に書いてあることと高木長官が言つておられること、やろうとしたこととは大きな矛盾があるから、今の答弁ではちよつと納得できないので、いったん止めていただかせんか。

ちゃんと私はこの後、時間を消化します。消化しますけれども、ちよつと今の答弁では納得できません。次の質問でございせん。

○委員長(柳田稔君) 再度、高木長官、答弁をしてください。

○政府参考人(高木祥吉君) 三十四条でございませうけれども、これは許可等をする権限又は許可等に基づく処分をする権限を有する行政機関がする行政指導でございませうから、私は三十四条の關係に問題はないと思ひます。

可等に基づく処分をする権限を有する行政機関がする行政指導でございませうから、私は三十四条の關係に問題はないと思ひます。

○大塚耕平君 いや、何だか分かりませうね。つまり、行政指導というのは、もう一回言いますよ、監督下にある企業や国民が申請や許可等をしてきたことに対してその取下げや内容の変更を求めることであつて、認可申請する気のない企業に対して合併しないという行為を求めていいというふうにはこの二条からは読めないですよ、私は。

だから、ここで、行政のトップである長官がバックベンチと相談をしなきゃいけないような状況にあつて、これほど大事な問題を、ちよつとこのままですうと審議するわけにはいきませうね。次の質問でございせん。

○委員長(柳田稔君) 大臣、答弁ありますか。答弁ありますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 法律の専門家じゃないという御指摘ですが、それはもうそのとおりなんですよ、これは私も、コンプライアンスの専門家、これは正に専門家であつたに違いないのでありますが、そのときの専門家の認識といたしまして、これは第二条にその行政指導については書かれていて、一定の作為、一定の不作爲、一定の作為不作爲については、それが何であるかということはこの前後の条文を見ていただいてもそれは書いておりません。

その中で特に、行政指導というのはそういうものかというのを決めて、その中で特に申請にかかわるもの、許可にかかわるものというのが後々に書かれていくわけでありまして、これは法律構成としては、繰り返しますが、法律の専門家ではございませうけれども、法律の構成及びコンプライアンスの専門家に検討していただいたときの認識を踏まえて先ほど答弁させていただいておりますが、第二条において広範にそこは定義されているものというふうには認識をしております。

○大塚耕平君 いや大臣、二条でそんな広範なことを認めるというのは、大臣がここ十年來あらゆる場で言い続けておられた御主張と一致しますか。えらいことですよ、この二条でそんな広範な作為を認めてしまったら。何でもありですか、行政は。

質問できません。ちゃんと、私も法律の専門家じゃないかもしれませんが、ちゃんと法制局に見解を聞いていただかないと。統一見解出していただけますか、じゃ。

○委員長(柳田稔君) ちょっと速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田稔君) 速記を起こしてください。

大塚委員の申出につきましては、理事会で預からしていただきますので、質問を続けていただきたいと思います。

○大塚耕平君 もう時間もありませんので、大きな問題だけあと幾つか申し上げますけれども、行政手続法の三十二条の二項は、仮に、高木長官がやろうとした、合併したらどうですかという行為が行政指導に当たるとして、私は当たらないと思いますけれども、「行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」と書いてあるんですよ。

この間の一連の答弁や今日の大臣の御答弁の中では、結局ロジックというのは、不利益処分を実際にしたわけではないから問題ないということなんですけれども、したわけではないから問題ないんじゃないんです、行政指導に従わなかったときに不利益処分をしてはならないんですから、してはならないことをできるかのように語ったわけですよ、長官は。そういう理解でいいですか。

○政府参考人(高木祥吉君) 不利益処分の可能性について議論して、現実には、何というんですか、行政指導に従わなかったから何らかの不利益な取扱いをしたということは全くないわけですよ。

○大塚耕平君 したかどうか聞いてないで

すよ。そもそも、三十二条二項で、行政指導に従わなかったからといって不利益処分をしてはならないと書いてあるわけですから。

ところが、長官がおっしゃったことは、従わなかったときには不利益処分をするかもしれない、ということ、法律にはやってはいけないということをやめるかのような発言をしたわけですよ。しかし、実際には不利益処分をしなかったから問題ではなかったんではないかというのは、これは拡大解釈に過ぎます。こんなことを許して、行政手続法二条で広範な作為を認めてしまったら、何でもありですよ、これは。

もうあと二分ですから、もう一個聞きます。守秘義務違反については、随分いろいろ議論になりましたけれども、個社名をいろいろおっしゃったわけですよ。個別には、具体的には思い出せないかもしれませんが、おっしゃったわけですね。イエスカノーかで。

○政府参考人(高木祥吉君) 前申し上げましたように、記憶が必ずしも定かではないということでございます。

○大塚耕平君 これも問題点指摘しておきますけれども、大臣、新聞等に掲載した一般的情報に基づいて発言しただけだ、だから問題ないというふう

に御答弁、今日もしておられますけれども、監督局長、当時、ともあろう者が、新聞等の情報に基づいて行政指導しようとしたんですか。

○政府参考人(高木祥吉君) お答え申し上げます。本件は、多分、百三十三条の公益を害する行為について議論したんだと思います。その中で、それは個別の財務内容等についてリスクを議論していたわけではなくて、風評によるリスクを広く議論していたわけでありまして。そういう中で、報道等を踏まえながら議論もなされたんだではないかというふうに考えております。

○大塚耕平君 いやもう全く議論にならないと思います。私はもうこれで質問やめますけれども、監督下

の企業を恫喝したかと思われるような行為があり、そして金融庁の後輩の皆さんに長官は多大な多くの課題を背負わせ、そして国会がこのように多少混乱した状況になっていることに思いをはせていただいて、私は、潔く身を引くべきだというふうに思います。

身を引く意思がおりなにかどうか、これをお伺いして質問を終わらしていただきます。

○政府参考人(高木祥吉君) 人事のことに私からお答えするのは、恐縮でございますが、差し控えていただきたいと思います。

○大塚耕平君 終わります。

○委員長(柳田稔君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(柳田稔君) 速記を起こしてください。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○円より子君 おはようございます。民主党・新緑風会の円より子でございます。

今日は二十五分という時間で総理にお話を、質問させていただきますが、余り細かいことはしないようにと思っております。

一つは、今、生命保険というのは、日本ではもう九割以上の世帯の方が生命保険に入っているらしいやまして、日本の生命保険というのは大変人々の信頼を得ていたわけですね。それで老後の生活設計に大変大きな影響を与えるもので、まさかその生命保険会社がつぶれたり、それから予定利率の引下げ、これは一体何のことかしらと思う方が多いんですが、言ってみれば、一生懸命保険金を払ってきたけれども、その受け取る保険金

がカットされてしまうという、こういうような契約条件の変更があり得るんじゃないかとはほとんどの方が思っているんじゃないかというわけです。

そういうところで、生保と銀行が株の持ち合いをやっていますから、株が大変下がってしまえば当然保険会社の経営も悪くなる、それから資産デフレも起きます、いろんなことが起きて、金融の状

況、取り巻く状況というのは大変悪い。そういう中で、生保がもしつぶれれば銀行も駄目だというようなこともありますから、当然、政府としては、金融の状況を悪化させないために、金融破綻がならないためにこういう法律も必要だということでお作りになったんだと思うんですが、ただ、先ほど申しましたように、九割以上の方が生保に入っていて、老後の設計が狂うということに関して、大変な怒り、それから生保への信頼をなくす、不信だけではなくて、株がこんなに下がってしまった、そうした責任、政治への責任というものの対する追及や不信というものもとても大きくなっていると思うんですね。怒りだつたら割合国民が元気になると思うんですが、私の周りでは絶望感を持っている方が大変増えていきます。

総理は多分タクシーとかもお乗りにならないでしようし、余り——そうですか、今もお乗りになりますか。ちまたの声が聞こえないんじゃないかと私は思うんですが、私は二十数年来、たまたま一人親家庭のネットワークを持って、ずっとその支援を国会議員になってからもしてまいりましたので、この数年間のデフレ不況の影響というのは本当に激しくて、離婚して、四年制大学を出ていても大体年齢制限で仕事が女の人はありません。

もちろん、パートとかアルバイトとか様々な仕事に就いて、そんなに好みをしている状況ではないんですが、五年前に清掃の仕事、銀行の清掃の仕事、一日八時間あった人が、今どんなに仕事をしたくても、銀行も悪くなっていますから、清掃の仕事が一日四時間に減ってしまつて、五年前は時給千円だったのが今は八百円になっているわけですね。うちの娘なんかは高校生のときにファストフードの店で働いていました、高校生の時給の方が三十代、四十代の離婚した女性よりも高いというふうな状況なんですね。

そうしますと、それで子供を育てるといのは大変で、ちょっとお話ししたいんですが、昭和五十七年に一般世帯の世帯人員一人当たりの平均収入というのは百三十万円でした。それが二十五年

たつて平成九年は二百二十三万円と一・七二倍になつてゐるんですね。高齢者世帯も、日本の高齢者に対する施策が大変良かったせいで、昭和五十七年は一八人当たり百四十二万でした。それが、平成九年、二十五年たつて二百七万円に上がつております。一・四六倍です。ところが、母子世帯は六十三万円だったのが七十三万、一年間に一人七十三万の年収しかないというような状況なんですね。

このお母さんたちが、例えば離婚して子育てをしている間にそうやって、先ほど言つたようにより好みしないで仕事をやっていきますから、物すごく体を酷使して朝から晩まで働き、また週末も働いてやっています。体を物すごく壊します。そうすると、入院しなきゃいけないような状況になつてもできない。日当、日給月給ですから、休めばそれだけもつと収入がなくなる。そういう中で、もし自分が亡くなつたときに子供を残していつたかどうかと思つたときに、必ず皆さん、離婚した後、生命保険に入るんですね、それまで入つていなかった人が。私も、娘が五歳のときに胃潰瘍になりまして、そのとき、がんかもしれないと言われて、やつぱり大変、五歳の子を一人置いて死ねないと思つて、私もそのとき生命保険入りましたけれども。

ほとんどの人がそういう状況で、そして、何とか子育てを終えて、五十、六十になつてまたますます仕事が終わる。そのときに、今まで必死で安にお給料の中から掛けていた生命保険がカットされるなんてなりますと、もう怒りとか政治に対する不信よりも、様々な問題が起きてアパートも出なさいいけないとか仕事はなくなるとか、そこにまた生保のこの追い打ちを掛けると、もう絶望感に打ちひしがれてという状況で、何かもう生きる気力がなくなるという人が多いんですね。

そうしますと、金融不安を何とか起こさないためということも大事なんです、国民に痛みを押し付けて、絶望感ばかりを押し付けてしまつていては、今、やはり日本人々がしつかり子育てをしていく、そういう人たちがまた子育てが終わつた後で何とか、ぜいたくはしないけれどもまともな老後を働かながらやっていきたい、最後の最後まで皆さん働くと、アンケートを取ると言つていらつしやるんです、私の周りには。

そういう人たちにきちんと仕事を与え、そして、せめて生命保険ぐらいもともに掛けてきたものがいくような、そういう社会を作らないと私は政治家の責任はやっぱりないと思つて、そういうことの痛みを与えるこの法案について、本当にこれが契約者保護になると総理はお思いなんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回の法案は、解約された場合、破綻生保が今の厳しい経済状況に耐えられず破綻した場合と、その破綻を未然に防いで予定利率を下げる方がいいかという一つの選択肢の問題だと思つてますね。

もちろん、この法案が適用されないような状況の方が望ましいと思つてますが、今の厳しい状況によつては、このままで維持できないという会社も出てくる可能性なきにしもあらずという状況を考えますと、一つの選択肢を生保会社にも、また保険契約者にも与えるということの方がいいのではないかと。

もちろん、破綻して、それでも困らないと、プラスになる契約者の中にはあると思つてます。しかし、そうでない人もいます。だから、保険会社も、こういう予定利率を下げるという状態に陥るといふことは、他の保険会社もあるわけですから非常に危険な面もあるんですね。契約者との信頼関係を失うと。言わばどちらがいいかというのには、保険契約者にとつても大きな危険を伴う。また、保険契約者の場合にとつても、反対の場合は、一定の数があればそれを認めないということもできるわけですが、いざにしても、選択肢を与えたと。この選択肢というのは望ましい選択肢ではありませぬけれども、全体のことを考えるとそういう選択肢があつてもいいのかなと。非常に保険会社にとつても契約者にとつても悩

ましい問題であります、こういう法案を準備して一つの歯止めを設けておくことに私は意義があるものと思つております。

○円より子君 選択肢とおっしゃいましたけれども、例えば、確かに、もし生保が予定利率の引下げを行おうとして申請しますと、総理が三か月の解約停止をすぐなさいますよね。その後で、例えば、今おっしゃつたとおり異議申立てでもできるわけです。

その異議申立てに十分の一以上の異議申立てがあれば、せつかく申請しても予定利率の引下げは行われないということになります、選択肢、選択肢とおっしゃいますが、人々が選択をするといふときには必ず十分な判断材料がないと駄目ですよ。その十分の一の異議申立てのときにも、あな、これは、うちがわざわざ予定利率の引下げを申請したということは、破綻よりも破綻前の予定利率引下げの方が必ず契約者保護になりますから申請しておりますというふうなことになるわけ、そういうふうにもし余り十分な情報がないと言われた場合は、当然、十分の一以上も異議申立てするなんというところはあり得なくなつてしまふということも考えられます。

そのときに、じゃ、だれがそういう判断の基準を示すのかということに、それが生保の人だつたりとかということになつたり、いろいろ新聞情報、週刊誌情報もあるかもしれないけれども、三利源の公表とかそれから将来収支の公表とか、こういうことを一切やらないで、今おっしゃつたように、こつちの会社がいいかな、あの会社がいかかなというのには、これから新規契約する方はかなりいろいろな情報があつて御存じでしょうけれども、もう既に契約してしまつていて、例えばある生命保険のはもう全部保険金を払つてしまつたと、そういう人だつてゐるわけですよ。それを、そこがカットされるかもしれない。そして、もう六十とかになつていけば、解約をしてほかの生保に行つたつてもう契約もできないという人たちがあつたたくさんいて、選択肢の幅というのは物す

ごく狭められてゐるわけですね。だから、選択肢があるあると総理がおっしゃると、逆に大変な誤解を与えてしまふ。

それよりは、生保に対してきちんと、三利源の公表もしない、将来収支の公表もしない、そしてリストラをこれだけやりました、持つてゐる資産の売却もこれだけやりました、経営者責任もこれだけやっています、もう全部そういうことをやらないでやつぱりやるというのは契約者だけに負担を強いる行為であつて、私はおかしいと思つてますね。

ですから、衆議院の質疑のときにも国民にしっかりと説明をしなきゃいけないと総理はおっしゃつていますが、全然そういうしつかりした説明が、その情報が行くように私はなつていないと思つてます。このことが一つ。

それからもう一つ、じゃ、人々は選択肢があると言われるけれども、元々、そんな株が下がつてこんなことにならなかつたら、もつと経営ちゃんとしていてくれたら、私が入つていた生保がこんなカットされるようなことにならなかつたはずだ、という、そういう思いがあつて、破綻か予定利率の引下げかという前の状況をちゃんとやつてほしいと思つて人が圧倒的に多いわけで、じゃ、なぜ今ごろになつて契約内容を変更しなきゃいけないのか、その理由も分からないとおっしゃる方が多いんです。

契約内容を変えていいと言えただけの事情の変更があつたんでしょ。生保は別に危機ではないと、ずっと皆さん言い続けられたんですよ。危機じゃないんだつたら、わざわざ今契約者だけに負担を求めるような法律は、私は、使わないで済む、よく総理がおっしゃる備えあれば憂いなしとかという、それだと思つてすけれども、備えさしてあげればこれは使われないで済む、いざというときのためなんだとおっしゃると思つてますが、でも、そのことと、人々に逆に大きな不安を与えることと、どちらがリーダーにとつて大事かということだつてお考えにならないかとい

と思うんですね。

今そんなに、私は、人々に物すごい不安感と絶望感を与えてまでこの契約条件の変更をして備えをするほどの必要性は私はないと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そういう御意見も私は理解できます。

先ほど申し上げましたように、望ましい選択肢ではないと。予定どおり行われれば、これ一番いいことだと思っております。しかし、これが破綻していいのかどうかと。破綻よりは予定利率下げた方がいいという人もいるし、いや、中には破綻して結構だという人もいると、先ほど申し上げたとおりであります。

生保会社にしても、当然必要な情報というものを契約者には分かりやすい形で示す必要がありますし、さらに、経営努力といいますが、経費の問題についても見直す必要がある場合が多いと思います。いかにコスト削減を図るか、さらに、こういう厳しい状況におきまして、魅力ある商品とどう開発したらいいかという努力もしていかなきゃならないでしょう。あるいは、このような契約を変更する、変更せざるを得ないような状況に陥った場合に、今の会社やっているのか、ほかの生保会社と協力して、契約予定利率を変更しないではかか会社の協力を求めながらやっていく場合ということも生保会社としては考えるかもしれない。

いずれにしても、これは契約者のみならず会社にとっても、こういうことを、予定利率を引き下げざるを得ないという場合には、自らの会社の信頼性にかかわる問題ですから、非常に苦渋の決断だと思っております。

その中で、契約者の理解と協力を得るためにどのような経営政策上の配慮が必要かということ、その生保会社独自の判断にも大きくかわってくると思います。契約者の信頼を得るよう事前に十分な情報提供を与えるのは、私はこれは必要だと思います。

○円より子君 総理の一番最初に、予定どおり行

われれば一番いいと思うと、それは何が予定どおり行われればということだったんでしょか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 契約した予定で

すね、契約どおり履行されれば、これは一番いいということでございます。

○円より子君 それでは、今のお答えの中でおっしゃっていた経営者の独自の、生保の会社の独自の判断でということがありましたけれども、私は、こういう予定利率の引下げの申請を仮にする会社があっても、そして解約停止があつてということがあつても、その後、解約が殺到してとか、そして新規の契約者もなくなつて、またそれが破綻するかもしれないと。とにかくかなりの大騒ぎになつてしまふかもしれないといううな、こういう大騒ぎになりかねないようなことを個別生保の判断にゆだねるということは結構無理があると思

うんですね。国民に安心感を与えるのが、先ほどから言つておりますけれども、政治の責任でもあり、そしてまたこの免許を与える行政の仕事だと思つてますが、その辺についてはいかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、経営者の判断に大きくゆだねる、ゆだねられる面が多いんですが、政治全体としては、経済情勢をいかに好転させていくか、あるいは社会保障制度等において将来持続可能な、不安な制度にしていくな、そして現在の金融に対する不安状況を全体としていかに解消していくかと、そういう点について政治としては十分配慮しなきゃならないと思つております。

くると思いますね。

ですから、これは、もしある保険会社がこの予定利率を引き下げようとした場合には非常な危険が、会社にとつてです、その引き下げようという会社にとつても、これはまずいなど。結局、破綻に近いような状況に陥るのではないかと。危険を覚悟してこの予定利率引下げを知らせなきゃならない。

ですから、これは、できたら使わないで済むような状況になれば、私はその方が望ましい。その前に、もしそういう余儀なく、予定利率引下げを余儀なくされるような場合にはいろんな、その生保会社は、他の会社との協力とか、ほかの方の協力を得ようとして必死の努力をすると思つてすよ。結局この法律を使わないで済むという状況になれば、それはそれで私はいいいことではないかなと思つてます。

○円より子君 この法律がなくても各生保会社はそういう経営努力を当然するべきだと思つてますし、それから、まず、総理がおっしゃったように、もし申請などしたら、逆に破綻するかもしれないという、そういう危険もありますから、まずほとんど使われないだろうと公聴会でも参考人質疑でも言われているわけですね。そうしたら、先ほど言いましたように、人々に不信感や不安感や絶望感や老後設計がどうなるのかといううな思いをさせるよりも、作らない方が私はずっといいんじゃないかというふうに思つてます。

それで、先ほど質問しました、契約内容の変えていいと言えだけの事情の変更があつたのかという御質問にちよつと答えていただけたいない。つまり、経済有事なのかと、今ですね。もう一度、なぜこれが必要なのかという経済状況について、金融状況についてお話しただけですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、高度経済成長の時代と違って、常に物価は上がる、土地は上がる、金利は上がると、経済成長は必ずプラスになるという状況と様変わりになつてまいりました。

私も狂乱物価の時代に初めて当選してきた議員であります。物価を下げるということが主要な政治・経済課題でした。物価が下がる時代、土地が下がる時代、ましてこのようなデフレの時代が来るとは私は想像していませんでした。がしかし、現実にはこういうデフレの状況が来ている。物価が下がればいいなと思つていた人も、土地が下がればいいなと思つていた人も、今、物価を上げる、土地を上げると、これが政治の大きな課題だと、経済の一番大事なこととはデフレ克服だと、物価を上昇させることだという時代になつてきているわけですから、正に様変わりです。

こういう状況になるということは、今これだけ世界経済、各国との距離が狭まって、一国の事情だけで政治、経済が論じられないほど世界全体の中で日本も動いているんだと。それは各国も当然であります。労働力にしても賃金にしても、一国だけで成り立つような状況じゃない。そういう中で、生保会社もこの現実の経済状況を判断して、いかに変化に対応するかというのがそれぞれの会社に求められると思つております。

今の金利の低下も、これまで金利が低下するとは思つていなかったからこそ、かなり高い金利の前提の下に保険契約していたわけですから、そういう状況というのは、非常に難しいというのは事実であります。政治として今の状況を少しでも好転できるように改革を進めていくのが私どもの責任だと思つてます。

○円より子君 どうもこの保険業法の予定利率引下げをわざわざ出すほどの生保の危機というのは、ないないとおっしゃっていますが、本当はあるのかもしれないが、ちよつと今のでは、全体のお話は分かりましたが、感じられなかったんですね。

一つは、いつも物価が上がつていたのが、上がつているときは下がるかと言ひ、下がったら上げろと言ひと、総理はこの前の予算委員会の私の質問のときにもおっしゃいましたが、もちろん、自分のお金で買った人がそれがただ下がるんだつたらいい

いんですけれども、銀行から借りて、そして土地を買ったりビルを買ったりというときに下がったときに物すごい問題が今起きているのであって、単純な、上げたのが下がったらいいか、そういう問題ではちよつとなと思うんですね。

このお話ししていると時間がなくなるので、一つだけ最後に。

逆さやの問題でこれが起きていますけれども、現実には、利差損、もちろん利差益出ていませんけれども、利差損も減っておりますし、死差益は逆に利差損よりもずっと多くて、年々増額しているわけですね。それは全体の生保のほうでは出ていますが、各生保のが全くそういったものが出ておりません。

先ほど言いましたように、人々が情報をきちんと持って判断して、選択していく上に大変重要なことです。この三利源の各生保ごとの公表というものを是非お約束していただきたいんですが、いかがでしょう。最後にそれで終わります。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと細かい話ですの。

情報の公開は重要だと思っております。御承知のように、契約者の理解を得なければこの予定利率の引下げはできないわけで、そうした中で経営者の方でいろんな判断をなされるものであるというふうに思っております。

○円より子君 どうもありがとうございます。終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸です。

予定利率の引下げ、それをする法案なんですけれども、これについては一昨年の金融審議会でも随分問題にされました。そこで、座長報告としてまとめられたところを見ましても、もうともかく、契約条件変更という、いわゆる契約の一般原則、その一般原則から認められないことをやるんだから、これはもう十分に国民の理解を得られるものでなければいけないと、納得してもらわなければいけないということになったんですね。そこで、パブリックコメントを掛けてやったところが、圧

倒的多数反対だったから、これはもう実施するのをやめようということ、一昨年はこれはもうお蔵入りになつた。これは審議の中でも明らかにされてきました。それが今度はまた、またぞろ予定利率の変更というこの法案が出されてきたわけですね。ですから、国民の納得を得られなければいけないという点では大方のコンセンサスを得られているんですね。

衆議院の論議を見ましても、与党の議員、自民党の議員からそのことを総理に対して質問されています。私、それをちよつと読ませていただいたんですけれども、衆議院の財務金融委員会でも自民党の上川議員が総理に、国民の理解を得られたのかと、得られているのかと、こういうふうな質問しておられますね。それに対して総理はこう答えておられるんですね。「いろいろ予期せぬ出来事に対して対応しなきゃならないのも、国も企業も準備しておかなきゃならないと思います。」と。そういう意味において、今回、このような法案を提出したわけでございしますが、それぞれ予定のとおりいけば、これは問題ないわけでありまして、予期し得ない変動が起こった場合にどう対応するかという法案でありますので、この点はよく御理解いただけるように、今後努力する必要があると思っております。」と答えておられるんですね。

ここでございまして、「予期し得ない変動」ということを考えておられるんですね。一体どういふことを考えておられるんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 予期せぬことを予期しろというのはなかなか難しい問題だと思ひますが、予期し得ない状況というのは、生保会社にとつてみればいろいろあると思います。というのは、変なうわさが立つてどんどん解約が出てくると、あるいは自らの経営努力の足りなさといひますか、怠慢によつて予定していた経費の削減もできない、あるいは契約者を獲得するような信頼もかち得られないと、新たな商品を展開したけれどもなかなか魅力的だと思つて受け取つてくれないと、いろいろな予期せぬ状況は起こり得ると思ひ

ます。

それだけに、経営者の判断というのはこういう厳しい状況におきましては大変重要だと思ひんですが、そういう予期せぬ事情によつて自らの会社が危なくなつてきたと、あるいはなかなかうまくいかなかつてきたという状況において、やはり今までの予定利率を下げない限りは破綻しかねない、そのときにどう判断するかと思ひんであります。

そういう際に、多分多くの国民からは理解を得られないでしょう。何でも決めた契約どおり履行できないのか。しかし、仮に予定利率を下げることによつて破綻を免れると、そして契約者にも理解を得られるという判断をされた場合には、そういう会社も出てくる可能性はあると。その場合に、また、これまた予期せぬ出来事であつて、予定利率を下げた場合に、予期以上に不信を買つて立ち行かなくなる可能性はないかといへば、今の段階で私はそんなことはないとは言えない。それは経済情勢、経営者自身の信頼、会社における信頼にもかかわつてきますから、これはなかなか予期せぬことを予期しろというのは難しい状況であります。いづれにしても、これは望ましい選択肢ではありませんが、こういうことができるといふ法案である。あと、するかどうかといふのは、契約者と保険会社との関係が非常に重視されるといふことだと私は思ひます。

○池田幹幸君 私、トータルで十五分しかありませんので、できるだけ短くお答えいただきたいんですが、予期せぬ出来事とか、予期しない変動といふふうにおつしやつていられるんですから、その経営者の経営がまずかつたといふふうなことがないと思ひんで、考えておられることは。

それで、それは何ですか、いわゆる天災、天変地異とか、株が暴落したとか、そういったことも予期しておられるんですか。そういったことも考へておられるんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 株価の変動も当然あると思ひます。生保会社によつては、株の収

益によつて経営を維持していこう、あるいは予定した利率を確保していこうという会社も多々ありますし、株価にどの程度依存しているかによつても違ふと思ひます。そういう点から、株価のみならず、金利という面もこれは変動要因として考えなきゃならない。同時に、世界経済、今のよう世界各国との相互依存体制が非常に強まっている時代におきましては、一國経済のみならず他國の経済状況によつても左右される面が非常に大きいと。

やつぱりいろいろ変動要因はあると思ひます。そういう変動要因を予期しなきゃならないというのは、政治でもそうですが、経営者にとつてもそうだと思います。時代を読むといひますが、変化に対応する。

予定利率を引き下げる会社が出たとしても、下げないでいいという会社も当然たくさんあるわけですから、これは現在の生保会社の優劣にも影響してくると思ひます。これは、いかなる厳しい状況においても業績を上げ得る企業はある、あるいは上げ得ない企業もあるといふのと似ておりまして、それはすべて同じといふわけには私はいかないと思ひます。

○池田幹幸君 どうも総理、この法案を出された意味が、委員会ですつと審議してきた話と今の総理の答弁とは違ふんですね。

といふのは、株の暴落とかあるいは天災とか、そういったものは予期し得ぬこと、その予期し得ぬことを考えるから保険といふのがあつたわけですよ。ですから、今おつしやつた予期し得ぬことに備えていふのは、元々ソルベンシーマージンといふものでカバーをしてやつていられるわけでしょう。

今度の法案といふのは、そうではなしに、五年以内に通常の予測を超えるようなことが起こつても経営は大丈夫だ、そんなことはもうちゃんとソルベンシーマージンとして計算して織り込んでおると。問題は、逆さやによつて長期に見て破綻する蓋然性が高い生命保険会社、これが対象になる

わけでしょう。五年以内に倒産するようなどころは対象じゃないんですよ。五年以内に倒産するおそれがあるというようなどころについて対象にしているんじゃないに、今、大丈夫だとおっしゃった、ソルベンシーマージン大丈夫だ。しかし、もう長期に見て逆ざやになって破綻の蓋然性が高い、そのために予定利率を引き下げてよろしいよという法律出すわけですから、今まで長く審議してきた、金融庁が主張してきたことと今総理のおっしゃったことと全く違うんですよ。

もし総理がおっしゃったような法律だということであるならば、この法律はおかしいとなるわけです。どっちが正しいんだと。——いやいや、もういいですよ。総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、予期せぬ出来事はあり得るということを申したわけでありまして、金融庁の今のこの法案と決して矛盾するものではないかと思っております。予期しないことに対応しないことがあるのかというお尋ねでしたから、それはなかなか難しいことでしょうと、今までの状況から考えてみても、予期しない出来事はいろいろ起こり得るという一般論を申し上げたわけでございます。

○池田幹幸君 全く違うじゃないですか。

五年以上先、十年先、十五年先見て、要するに予定利率引き下げなければほかのいろいろなことをやっても破綻の蓋然性が高い、そこに対して予定利率の引下げを認めるというんですよ。長期にわたって予期をして、予期した上で破綻の蓋然性があるというところに対して予定利率の引下げを認めようというものですから、全く違うんですよ。予期しない事態が起きるんじゃないに、予期しない事態というのはもう今の保険でソルベンシーマージンで何だやっているんですよ。一定程度のもんについては責任準備金という制度があるわけですよ。それを越えたやつについてはソルベンシーマージンやっているわけでしょう。予期し得ないことじゃないに、この法律は十分、十年先、十五年先を見通して、予期することが出来るものにつ

いてのみ予定利率引下げを認めようというわけじゃないですか。全く違うじゃないですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 総理御答弁されたとおり、矛盾はないと思っております。

基本的に、ちよっと細かいことかもしれないけれども、まず五年以内というふうにおっしゃいましたけれども、これは五年、十年というふうな期限で決めているわけではありません。これは御承知のように、これはほかの代替的手段があるかどうかというところで判断をしているということになります。

我々はそういった意味での破綻の蓋然性があるかどうかということをもろにチェックするわけでありまして、しかしその場合に、そういったものが構造問題、逆ざやという構造問題によって非常にいろんなショックに対して脆弱になっているか、そういう体質になっていくというところに問題があるわけ、総理は、様々なショックがあり得るから、そういったことに備えてしっかりとした基盤を作らなければいけないということを経理、指摘しておられるわけでありまして、これは我々が今まで主張してきた、それ以外に選択肢がない場合にはやはりやむを得ずやるんだということこれは矛盾はしていないというふうな思っております。

○池田幹幸君 全く矛盾しているじゃないですか。

予期し得ないことが起きた場合には、元々は保険というのはいくつかあるものなんです。予期し得ないことが起こるからその保険業というものが成り立っているわけですよ。それに備えてわざわざ保険金を払ってやっているわけですよ、国民は。それに対してはきちんと法律を作って、責任準備金とかソルベンシーマージンということでも対応しなきゃいよとなっていくわけだ。

それが、十分対応しているそういう生命保険会社、五年先には十分大丈夫ですよ、しかし十年先、十五年先は、これはもう予定利率引き下げなければやっていけないという、そういう蓋然性があ

るところについてのみこれ認めるというんじゃないよ。ありませんか。予期し得ないことじゃないんだ。だから、全く法律分かっていないということになりますよ、総理は。

○国務大臣(竹中平蔵君) それはちよっと違うと思いますよ。

これは、様々なショックというものが常にあって、そのショックに耐えるような財務基盤を常に持つていかなければいけないということになるわけですね。これはショックはいろんな場合にあり得ます。今の時点で、その支払能力に関してはソルベンシーマージンの比率で我々は早期是正の措置を講ずるわけでありまして、我々が持つていてそのショックに対する対応力が将来にわたってどうなっていくかというところに問題があるわけですよ。

それに対して、このショックに対する対応力が弱くなっていくということは、これは正に将来に對して破綻の蓋然性が高くなっていくということでありまして、そうした問題に対して我々は、将来収益まで見通した上で、今回の、必要な場合には措置を取るということを申し上げているわけ、それは総理がおっしゃった様々なことがあり得る、ショックがあり得ると、これは全くそのとおりであって、そうしたことを勘案しながら我々はこの法案を御審議をいただいていたということでございます。

○池田幹幸君 違うんですよ、それは。全く違う。いろいろなショックに対しては十分対応できるんだ、予定利率さえ引き下げれば経営はちゃんと成り立っていくこと、だから予定利率引き下げようというんですよ。いろいろなショックへの対応ができるわけですよ。そういうことをやって、やっても予定利率を引き下げなければやっていけないから引き下げようというんですよ。

あなた言っているの全く違うじゃない。今まで説明してきたことと全く違うんだ。そうでしょう。予期せぬ出来事じゃないんですよ。十分予期した上で、十分予期した上で、いろんなことも全

部予期した上で、予定利率だけ引き下げなければもう駄目だ、そういう蓋然性があるんだということとを口酸っぱくしてあなた言ってきたじゃないですか。全くそんなのおかしいですよ、今の。

○国務大臣(竹中平蔵君) 繰り返し申し上げますが、それはちよっとおかしくないと思えますよ。

つまり、いろんなショックが起り得ます。そのショックを吸収できるような力を常に持つていなければいけないわけですよ。そういったショックを吸収できるような力を常に持つていられるかどうかというのを現時点ではなくて将来にわたって展望して蓋然性を判断するというのが今回の法律の趣旨です。これは我々が一貫して申し上げていること。

総理は、このショックについて、このショックはいろんなことがあり得る、だからそれについてしっかりとした基盤を持つていかなければいけないということと今総理おっしゃっているわけでありまして、これはこの法案の趣旨と全く矛盾していないのではないですか。

○池田幹幸君 時間がなくなりました。ほかのことをやらうと思っていたのができなくなつてしまったんですが、大体、その予定利率を引き下げなければいけないいろいろなことをやっても駄目なんだという、そういう蓋然性を判断するんですよ。蓋然性、その可能性が高いということと判断して予定利率引き下げてよろしいということをするわけですよ。ほかのことについてはいろいろやれば対応できるんですよ、できるんですよという判断をするわけですよ。予定利率を引き下げなければ、これさえやればもう十分やっていけるんですよ、ということじゃないですか。

だから、もしあなたがそんなこと言うんだとすれば、もし本当にそこをやらうとすれば、ソルベンシーマージン比率が実態に合っていないからそれを引き上げようとか、責任準備金についてはもっと高くしようとか、そういうところに移っていくかざるを得ないじゃないですか。言っておられることは全く違うということを私指摘して、もう

時間なくなりましたのでやめます。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西田吉宏君及び若林正俊君が委員を辞任され、その補欠として森元恒雄君及び野上浩太郎君が選任されました。

○平野達男君 国会改革連絡会の平野でございます。

今日は、総理、財政金融委員会にお越しいただきましてありがとうございます。感謝を申し上げます。ながらこういう質問をするのはなんです、なぜ保険業法の一部改正という特定の法案に限ってこの財政金融委員会に御出席いただいたのか、これについて最初ちよつと御質問したいと思ひます。

この法律が非常にいい法律で、この法律がないと竹中財政運営、経済運営、金融運営に致命的な問題が生じる、だから是非これを通してもらわなくちゃ困るという、そういう決意で来られたのか、そういうこの法律に対する評価で来られたのか、しかし、どうも先ほどの御答弁聞いていますと、いろいろこの法律の矛盾点を、問題点を的確に指摘されているような気がします。そこから推察しますと、どうも竹中大臣と金融庁がどうしようもない法律を出したと、出して今、野党にこんごんたたかれています。だけれども、出したけれども取り下げるわけにいかない、何とか、私が来たから、私の顔に免じてこの法律を通してもらいたいと、そういう人身御供のようなつもりでこの財政金融委員会に出席されたのか。

平たく言えばこの法律に対する評価なんです、まず冒頭、ちよつとそのことについて総理の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 率直に申し上げますと、私、衆議院で最初に呼ばれたときに、竹中大臣が出席しているのに何で私、出なきゃならないんだという気持ちはありましたよ。しかし、国会の指示に従うのが私の責任でありますので、

委員会から総理出席しろという指示が出た限りは、それに欣然としてという状況ではありませんが、整然と従います。

この法案は必要でありますので、出席して御理解を得ようということで、指示に従い出席したわけでありまして、御理解を、御協力いただければ大変有り難いと思ひます。

○平野達男君 私も総理に来ていただくことを要望した立場ですから、さっきの質問はちよつと意外に思われたかもしれませんが、しかしやっぱり今回の法律は、決して胸を張ってこれがなければ絶対日本の経済がおかしくなるといふような法律ではないんじゃないかというふうに思っていますので、今のような質問をさせていただきます。

それで、先ほどの池田委員の質問を聞いていてちよつと思つたんですが、ちよつと関連して質問しますが、池田委員の発言を踏まえまして、総理も予期しないことがたくさんあると、先ほどのいろんな答弁の中でも、こんなデフレの状態になることはなかなか想像していなかったというふうにおつしやいました。つまり、経済の状況を見通すというのは非常に難しいということをおつしやったんだろうと思ひます。

ところが、この法律は、現時点では保険業の継続が困難である蓋然性ということからスタートしているわけなんです。その脈絡でいきますと、先ほど五年とか十年とかという池田委員はおつしやいましたけれども、ある程度中長期的な見通しに立つての会社の存続性を判断するわけです。その判断する段階で、株価の動向でありますとか利子率の話とかあと契約率とか、いろんな状況を勘案しながら判断すると言っておるんです。そうしますと、先ほどの総理の答弁からしますと、実は蓋然性自体を判断することが実に非常に難しいことではないか、そこにこの法律のそもその矛盾があるんじゃないかということをも多分、池田委員もおつしやられたかと思うんです。どうも議論がかみ合わなかったかと思うんですが、実は、私もこの蓋然性という言葉に完全に取り

つかれてしまひまして、この委員会で蓋然性って何だ何だということですつと聞いてきたんですが、いまだにしつくりとした答弁をいただいております。

私の聞きたいことは、そういった、正に総理が認められている中長期的な経済の見通しなんか分からない、予期し得ないことがたくさんありますという前提で何で蓋然性が分かるんだ、判断できるんだという根本的な御質問をちよつとしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、蓋然性判断するというのは非常に難しいと思ひます。このような低金利を予測し得たら、予定利率なんか下げる必要はないんです。しかし、想像し得なかった公定金利が続いているから今、利率を下げる必要のない状況に陥るかもしれないという状況が出てきたんだと思ひます。

これも、考えてみれば、予期し得ないような状況が生まれてきたなということだと思ひます。で、その蓋然性の理論を広げていきますと、それはもう可能性ですから、1%の可能性と99%の可能性、1%の可能性というのは、ほとんど起こり得ない。99%の可能性というのは、まず確実に起こる。その中で間の五〇%前後に境しての判断は実に難しいと思ひます。

○平野達男君 答弁自体は大変苦しい答弁にならざるを得ないと思ひます。とにかく蓋然性の判断なんか多分だれも正確にできないんだらうと思ひます。ただ、この法律の最大の問題は、そういう可能性というはつきりしないものに対して予定利率の引下げだけ下げるという事実を固定してしまふんですね。負担だけは取つてしまふという。で、それに対してチェックする仕組みがまだできていないという。この以降の話になりますと法律の具体的な中身に入つてしまひますから総理に対する質問にはしませんが、そういう問題、大きな問題があると思ひます。

でいます、このスキームがですね。総理、本当にこれ契約者を保護する今回スキームだと思ひますか。御答弁、簡単でいいですから。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、破綻した場合と予定利率を引き下げた場合、どっちが有利か不利かという問題になってまいりますから、その選択肢の面において契約者の一定の水準の反対があつたらできない状況でありますので、私は契約者保護と言つていいのではないかと思ひます。

○平野達男君 今、理由と結論の間がちよつと離れていたような気がするんですが。

いずれ、今回のスキームは、契約者が自ら予定利率を下げて破綻を防ぐための負担をするんですね。だから、負担することによって破綻の危機を回避するわけです。そうしますと、一義的には契約者保護じゃないんですね。契約者の負担による会社保護なんです。その結果として契約者の保険金が破綻したときよりは損害を免れるという、こういうスキームなんです。その間をかつ飛ばして、何かあたかも要するにこのスキームが全部保険契約者に対して有利なような、そういう大きな言葉のすり違えをこでしていらっしゃるんじゃないかというふうに思ひます。

これは、一義的に言えば、先ほど言つたように契約者が負担をしていますから、負担をすることによって何が起るかということからすれば、会社そのものの存続ということにおいては、これはもう会社保護というのが一義的な目的になつてくるんじゃないかと思ひますが、竹中大臣、簡単でいいですから、コメント、ちよつとお願いいたします。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のように、清算してしまわないで、清算する状況に持つていかないで、ゴーイングコンサーン、継続企業としてやることによって結果的に契約者の利益になるはずだと、そのような考え方に立つております。その過程において、会社を存続させるんだから会社の保護だと言ふのは、むしろこれは逆に、会社を保

護するためにこの法律を作っているわけではあり
ませんで、会社を保護することによって、会社を
継続させることによって契約者を保護するという
我々の明確な意図がありますので、その辺は我々
もきちんと説明をしてきたつもりでございます。

○平野達男君 そういふ説明をしてきたかどうか
は別として、法律の条項の中に契約者保護とい
言葉があるんですね。そうしますと、恐らく普通
の契約者あるいは一般国民は、その言葉だけで、
今まで預金者保護とか何とかということを使っ
てきました、その類推で今回のスキームを推察す
るかもしれないんです。

ところが、繰り返しますけれども、きちっとし
た負担を求めていますから、これは、会社を保護
する、そして自らの保険金を自分の力で守るとい
う、ある意味では自助の制度なんです。これは
総理の好きな言葉だと思ふんですが、だけれども、
単なる自助じゃなくて、これをしなければ会社が
破綻するという脅迫を掛けられていますから、こ
れは脅迫下における自助制度というふうに私は勝
手に言っておるんですが、そういう制度ではない
かと思ひます。

まだまだたくさん言いたいことがございますけ
れども、これ、自治制度という言葉を使っていま
すけれども、全然その自治制度とも実態離れてい
ます。今回のやつは、契約者保護とかそういった
言葉遣い、それから自治と違って実態と懸け離れ
ている、そういった言葉の言い違いが、すれ違い
を入れながら実態を隠そうとしているんじゃない
かという、ちよつとこれは言い過ぎかもしれない
んですが、若干の悪意さえ感じます。いずれ、そうい
った問題の法律であるということ強く申し上げた
と思ひます。

さらに、小泉総理に最後にもう一つお願いがご
ざいますけれども、また引き続き、こちらでお願い
した場合には、先ほどのような質問はしませんが、
財政金融委員会から来てくださるようお願い
申し上げまして、私の質問を終わらせていただき

ます。

どうもありがとうございます。
○大淵綱子君 御苦労までございます。大淵綱
子でございます。

総理、私たちが法律を作る、あるいは内閣総理
大臣として法律を提案をするときに、だれの利益
を願って出しておられるんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 国民全体の利
益、これが一番重要な視点だと思ひます。

○大淵綱子君 私もそう思ひます。法律は国民全
体の利益を一番優先して作るべきだという主張
の下で作るのが原則だとすると、今回の法案は非
常にそこが分かりづらいところになっているとい
ふふうに思ひます。

保険会社と国民との間の民と民との契約を法律
によって、契約不履行をしてもいいという法律を
今私たちは作ろうとしているわけですよ。本當
に国民全体の利益を守るための法律なのかどうか
というところ、本當に疑問です。

ずうつと長い間、この場所で審議をしてきまし
たし、その様子も見てまいりましたし、今日、総
理のほかの同僚議員との質疑を見ておりまして
も、そここのところが私はすんとは落ちないの
ですけれども、この法律によって更に日本の生保
業そのものの信頼が失墜をし、それでなくても、
もう今年の三月期では外資の生命保険会社が契約
保有高トップに躍り出ているという状況が起こっ
てきて、日本の国民の契約の主体というのは変
わってきていますよね。求めるところが違ってきて
いる。

そういう状況の中で、生保産業全体の信頼を失
墜をさせていくような法律を私たちの手で作るこ
とによって、生保産業そのものが外資の手に渡っ
ていくというような懸念は、総理は持たないの
でしょうか。私はそれを非常に懸念をします。生保
産業をこれからもしっかりと育成をし、日本の国
民がそちらを選ぶような状況を作って、日本の産
業育成とか、あるいは経済をきちっと立て直して
いくとかというために作られるのが法律の本質だ

と思うのですけれども、そこからも離れていくよ
うに思えてならないのですけれども、いかがでござ
いますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、外資がこ
の生保の分野に入ってくるのも、警戒するよりも
歓迎すべきだと思ふんですね。私は外資警戒論を
取りません。むしろ、日本の企業にない新しい経
営感覚、刺激を与えていると。

外資が伸びているということは、それまで日本
企業も努力が足りなかったという面も言えるん
じゃないでしょうか。なぜ外資にいろんな契約者
が入っていくのかというと、日本企業にない魅力
があると思ふんですね。あるいは、新しい商品
日本企業が扱っていない商品を展開しているかも
しれない、あるいは経営者に対する信頼性もある
し、どこか日本の企業にはない一つの経営姿勢が
好感を持って迎えられるという要素もあると思ひ
ます。

いずれにしても、私は、生保の分野においても
外資が入ってくるということについては、警戒よ
りもこれを刺激と受け止めて、この外資に負けな
いような魅力ある商品を開発しようとか、あるい
は信頼を得ようとかいう姿勢を日本の生保会社も
持つてほしいと思ひます。

そして、この法案は、確かに、今まで予定した
利率の下で契約していたのがそうでないという状
況については、おかしいと契約者が憤慨するのも
無理からぬことでありますが、それでは、破綻し
た場合と予定利率を引き下げた場合と、望ましい
選択ではありませんが、一つの選択肢を与えるとい
うことについて、契約者保護ということが言え
るのだと思ひます。もちろん、破綻して全然
困らないという契約者の中にはいるでしょう。し
かし、全体を考えると、破綻させるよりは予定利
率を下げた方が将来を考えてプラスになる契約者
もいるわけですよ。

だから、望ましい選択肢ではないんですが、こ
ういう一つの状況に備えて法案を整備しておく
ということについても私は意義があることだと思つ

ております。
○大淵綱子君 私が申し上げたのは、こういう法
律の存在そのものが日本の市場の信頼を失墜をさ
せるのではないかとという視点なんです。そこは
ちよつと答えていただけなかったと思ふんですけ
れども。

それでは、この問題から少し離れて、私は国会
議員になるときに何を指して国会議員になった
かと申しますと、地域とかあるいは住んでいる状
況によって生活格差というのが歴然として日本の
社会にはあるんですね。私は、底辺で暮らして
きているところから出てきていますので、その生
活格差を何とか政治の場所では正をしていき
たい、そのためにこの場所から立っています。

総理は国会議員になられたときに何をしたいと
思つてなれたんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、時代が
変われば制度も変えていかなきゃならない、日本
が引き続き平和のうちに発展、成長、繁栄できる
ように自分の力を役立てたいと思つて政治家にな
る決心をして今日に至っているわけでありま
す。

その考えに今も変わりはありません。

○大淵綱子君 私は、その生活格差を是正するた
めに最も必要なものというのは何だかというふう
に考えてきましたけれども、やっぱり税制の在り方、
富の再分配を税制によって上手にやっていくこと
が政治の本来の姿であるというふうに思っている
んです。その富の再分配をより有効にするため
の税制の確立ということをこの間もずっと考えて
きましたけれども、実際の日本の政治の状況とい
うのはそれとは違う方向に今流れてきていて、消
費税を始めとする間接税が非常に大きな幅を占め
るようになってきている。そのことは、私が求め
てきた、いわゆる貧富の差ですよ、富める人と
貧しい人たちの格差を是正をしていくということ
からすると、離れていってしまうというふう
に思っています、非常に危惧をしています。
それに、あわせて、総理は自分の在任期間中は
消費税は上げないという、こういうことを発言を

していただけますけれども、その発言の真意は一体どこにあるのですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 現在の状況は、いかに税金の無駄遣いをなくすか、政府の役割とていうものを少なくして民間の活力をいかに發揮させるか、地方の魅力を引き出すかということが現在の小泉内閣の大きな課題でもあります。

そういうことを考えますと、財源が足りないから消費税を上げようということになりますと、今の行財政改革の手綱が緩むと思うんです。少なくとも三年間ぐらいは消費税率を上げないで、徹底した行政改革、財政改革を行うことによってその行財政改革が更に進むんだと私は考えております。そういう観点から、私は、在任中は消費税率を上げない。ただ、政治家として、後の内閣のこともまで縛ることはできませんから、これは次の内閣の判断であると。

そして、私は別に消費税率がどこが適当だとかいうことを申し上げる必要はありませんが、消費税が悪だとも思っておりません。それはヨーロッパの諸国を見ても、日本ほど消費税率を導入して低い税率を持っている国はないんですから。じゃ、日本よりも高い二けた以上の消費税率を持っている国が悪い国かという、そうでもないですね。日本はむしろ消費税率を導入したヨーロッパの諸国の制度を見習いながら、ヨーロッパはいけれども日本は駄目だということで国会でも盛んに議論が行われました。

でありますから、私は、そういう消費税率なり所得税なり法人税なりというのは単に税制だけで見るといいやない。税があれば財政で配分することが可能でありますから、これは税制だけで見るんじやない、財政も考えなきゃならない。歳出だけを見るんじやない、歳入も考えなきゃならない。両方見ないと、弱者切捨てだとか高所得者優遇だとは言えないと思うんです。税が高ければ、高所得者に対して税が高ければ経済が發展するの、あるいは弱者切捨てと言えぬのか。そうでない。やっぱり経済全体の活力を生かしていく

ことによつて税収も上がっていきますから、そうすると配分の点を見なきゃいかぬ、税だけで見るといふやなくて配分の点も見なきゃいけない、財政も見なきゃいかぬ、総合的な私は見方が必要だと思っております。

そういう点において、私の今の内閣の方針におきましては、増税を考えるよりも徹底した行財政改革を考えるのが私の内閣の大きな責任だということから、私の在任中は消費税率を引き上げないということをお願いしてあります。

○大淵綱子君 私の希望したこととはちよつと違うというふうに思ふんですね。生活格差を是正するためにどう税制があるべきかという観点から総理には考えていただきたいというふうに思つてい

たんです。総理が今、消費税率は私の任期中は上げないと言っているのは、国民が消費税率を上げることに対して非常に警戒をしている、そこを逆なでするよ

うに、私の任期中は上げないと言つておきさすれば、自分の任期がずっと続いていくんじやないですか。そこは本当にもう国民は見抜いていますから、そんなことはもうこそくな手段というふう

に言わざるを得ないわけですけども、消費税率を上げることなどは考えていたかないで、是非是非国民の生活が安定で平和のうちに暮らせるよう

に、総理が初心に返つて政治家として対応していただけることを望みまして、終わります。

○委員長(柳田稔君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。速記を止めてください。

○委員長(柳田稔君) 速記を起してください。

暫時休憩いたします。

午前十一時四分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

七月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小建設業者に対する金融機関の貸付等の禁止に関する請願(第三二九一号)(第三三八号)

第三二九一号 平成十五年六月三十日受理
中小建設業者に対する金融機関の貸付等の禁止に関する請願

請願者 神戸市垂水区王居殿二ノ一二七
森俊彦外二百四十九名

紹介議員 山本 孝史君
この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三三八号 平成十五年七月二日受理
中小建設業者に対する金融機関の貸付等の禁止に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉本町一ノ二三ノ
一四ノ五〇三 宮崎裕児外百六十
名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

平成十五年七月二十二日印刷

平成十五年七月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F